各地方整備局総務部長あて

大臣官房地方課長

道路関係業務の執行のあり方改革本部最終報告書を踏まえた執 行の適正化について

先に道路関係業務の執行のあり方改革本部がとりまとめを行った最終報告書 (以下「最終報告書」という。)については、平成20年4月18日付けで「道路 関係業務の執行のあり方改革本部最終報告書について」をもって大臣官房長か ら各部局長あて通知され、道路関係公益法人に係る対応等を通知したところで あるが、今般、道路局総務課長等から道路部長に対し、別添の「地方整備局等 における支出の適正化について」をもって、適切な事業執行及び管下事務所等 への周知徹底が通知されたところであるので、貴職におかれても、道路部と連 携を図りつつ、遺漏のないよう適切に対応されたい。

なお、最終報告書を受けて、入札・契約に関する事項について、既に、平成 20年5月2日付けをもって契約管理官あて「土木関係の建設コンサルタント業 務の執行に関する留意事項について」が通知されているので、これに沿って適 切に対応されたい。